

別記第4号様式(第4条関係)

毒物劇物製造(輸入)業の登録更新申請は、有効期限の失効する1ヶ月前までに、申請書に必要な書類を添えて行うこと。

なお、有効期限を過ぎれば、新規の登録申請が必要です。

毒物劇物(製造業・輸入業)登録更新申請に必要な書類は次のとおり。

①登録更新申請書(毒物及び劇物取締法施行規則別記第4号様式)

②登録票(原本)

(提出部数及び手数料)

提出部数：1部

※輸入業の場合は登録更新申請書の副本1部追加

手数料：10,200円

別記第4号様式(第4条関係)

1, 毒物劇物(製造業・輸入業)登録更新申請書の記載上の留意点。

(1) 製造業、輸入業のいずれか該当するものを○で囲むこと。

(2) 登録番号及び登録年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。

登録年月日は登録票に記載されている有効期間の始期年月日とすること。

(3) 製造所(営業所)の所在地及び名称は、登録票をよく確認の上記載すること。

(4) 製造(輸入)品目欄は次のとおり記載すること。

ア) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。

イ) 化学名は法別表又は毒物及び劇物指定令に記載されている化学名を用いること。

なお、化学名は「系」「類」等包括的な名称とせず、具体的な名称とすること。

例「令2-1 無機亜鉛塩類」は不可 → 「令2-1 硫酸亜鉛」

ウ) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、類別に「令2-32」、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。併せて、当該登録の更新前までの製造(輸入)した実績のある有機シアン化合物の品目(化学名)のすべてを別添として提出すること。

エ) 製剤の場合、含量は一定の含量幅を持たせて記載して差し支えない。

オ) 原体の小分けの場合、化学名の横に(小分け)と付記すること。

カ) 原体の場合、含量は記載しないこと。

キ) 販売名は記載しなくてもよい。

ク) 既に登録済みの品目のみを記載すること。

なお、登録不要となった品目については、記載せず別途変更届(別記第11号様式の(1))により品目廃止を同時に行うこと。

ケ) 品目の全てを記載することができない場合、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

この場合、毒物、劇物に分け、類別及び濃度順に記載すること。

また、混合製剤の場合、記載例のように[]で囲む等混合製剤であることをわかりやすいようにすること。

別紙記載例

	類 別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）
製造（輸入）品目	法1-22	弗化水素
	法2-63	ニトロベンゼン（小分け）
	令1-8	シアン化カリウム25%
	令2-32	有機シアン化合物
	令2-68	水酸化ナトリウム 5%を超えて40%まで
	令2-83	2-（3-ピリジル）-ピペリジン60%
	令2-104	硫酸 10%を超えて98%まで
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 令2-65 令2-68 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 水酸化カリウム 25% 水酸化ナトリウム 20% </div> 混合物

法1：毒物及び劇物取締法別表第1

令1：毒物及び劇物指定令第1条

法2：毒物及び劇物取締法別表第2

令2：毒物及び劇物指定令第2条

(5) 毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名に変更のあつた場合には、変更後の住所又は氏名を記載すること。

(6) 備考欄の記載について。

登録事項のうち、この更新申請書を提出するときまでに変更があつた事項を記載すること。

※本社所在地、製造所・営業所所在地もしくは毒物劇物取扱責任者の住所に住居表示変更があつた場合、市・区・町・村長が発行する証明書を添付すること。(変更届を提出している場合を除く)

※毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名が変わつた場合(氏名変更時はそのことを証明できる書類(戸籍抄本、住民票等)の提示すること)。

(7) 繰上げ更新を希望する場合は、備考欄に「〇〇年1月1日繰上げ更新希望」と記載すること。

(8) 申請年月日は、提出日を記載すること。

(9) 住所及び氏名は、登録票をよく確認の上記載すること。

2. 登録票

(1) 登録更新を行おうとする登録票を添付すること。